

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度  
法人名  
( )

別表十三(六) 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日		1	昭平 . . .	取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円		
交換 譲渡 資産 の 明 細	譲渡した資産の種類	2			圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14		
	同上の資産の取得年月日	3	昭平 . . .			取得資産の価額 (11)	15		
	譲渡した資産の所在地	4				取得資産とともに取得した清算金の額	16		
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル			取得資産の価額に 対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		
	譲渡直前の帳簿価額	6	円			圧縮限度額 (15) - (17)	18		
	譲渡に要した経費の額	7				圧縮限度超過額 (13) - (18)	19		
計 (6) + (7)	8		譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合		資産の帳簿価額を減額した金額	20			
交換 取得 資産 の 明 細	取得した資産の種類	9				圧縮限度額の計算	取得資産の価額 (11)	21	
	取得した資産の所在地	10					譲渡直前の帳簿価額 (8)	22	
	取得資産の価額	11			円		譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23	
	取得した土地等の面積	12			平方メートル		計 (22) + (23)	24	
					圧縮限度額 (21) - (24)		25		
				圧縮限度超過額 (20) - (25)	26				

## 別表十三（六）の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第65条の10（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の81（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。